

令和4年度指宿市外国人材受入支援事業補助金（概要）

1. 事業目的

外国人材を受け入れる指宿市内事業者に対して、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国から要請される入国後の待機期間等で追加的に負担する経費の一部を補助します。

2. 補助対象者

外国人材を受け入れる事業者のうち、次に掲げる要件を満たすこととします。

- (1) 市内に事業所を有し、申請時点において事業を営んでいる法人、組合又は個人であること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する経営環境の悪化により、市税等の滞納がある者で、徴収猶予の特例制度を活用している場合は除く。
- (3) 指宿市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。

3. 補助対象経費

次に掲げる経費のうち、外国人材の入国が完了し、かつ支払いがなされたものとします。

費目	内容事例
①宿泊費	国から要請される入国後の待機期間に負担する宿泊に要する経費
②交通費	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、追加的に負担する航空費、鉄道運賃、自動車の借上費、燃料費、有料道路交通料金等
③その他経費	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、追加的に負担する荷物運搬費や引率者経費等

※ただし、消費税及び地方消費税相当額は対象外になります。

※国、県等による他の補助金において補助対象経費として計上したものは、対象外です。

4. 補助率・補助上限額

補助率：補助対象経費の4分の3以内

補助上限額：外国人材1人あたり上限5万円（5万円×外国人材人数）

※1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨て

5. 提出書類

- (1) 指宿市外国人材受入支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 指宿市外国人材受入支援事業実績書（第2号様式）
- (3) 指宿市外国人材受入支援事業補助対象者別明細書（第3号様式）
 - ・外国人材1人につき、1枚ずつ作成してください。
- (4) 市内に住所を有する事業所で雇用した外国人材であることを証する書類
 - ・技能実習の場合は、「技能実習計画認定通知書の写し」
 - ・特定技能や特定活動など指定書が交付されている場合は、「パスポートの指定書のページの写し」及び「雇用契約書の写し」
 - ・その他の場合は、「在留資格認定証明の写し」及び「雇用契約書の写し」
- (5) 対象となる外国人材の入国の日付が分かる書類の写し
 - ・在留カードの写し
 - ・パスポートの上陸許可認印のページの写し及び査証ページの写し
- (6) 補助対象経費の支出を証明する領収書等の写し
 - ・利用した外国人材の氏名、利用期間、利用人数、支払者、支払日がわかる領収書の写し

※監理団体が立替払いした場合は、以下の書類を添付してください。

 - ①監理団体から申請者あてに発行された領収書（明細書）の写し
 - ②監理団体あてに発行された領収書（明細書）の写し

6. 申請期限

令和5年2月28日（火）

7. 提出先・問い合わせ

【農業関係事業者】

〒891-0403 指宿市十二町301番地（いぶすき農業支援センター）
農政部 農政課 人・農地プラン推進室 推進係
TEL：0993-22-2111（内線724） FAX：0993-27-0081

【その他事業者】

〒891-0497 指宿市十町2424番地
産業振興部 商工水産課 商工運輸係
TEL：0993-22-2111（内線313） FAX：0993-23-4987